

役員等報酬規程

社会福祉法人 杠

第1条 この規程は社会福祉法人 杠 の役員等の報酬について定めるものである。

第2条 本規程でいう役員とは、評議員及び理事・監事をいう。

2 報酬は、法人との委任関係にある役員の仕事執行の対価として支払われるものである。

第3条 評議員及び理事・監事が、それぞれ評議員会・理事会に出席したとき、又、監事が法人の監査業務を行ったときは、別表にある報酬及び旅費を支払うことができる。

第4条 苦情対応第三者委員が、当該法人が主催する報告のための会議に出席したときは別表にある報酬と旅費を支払うことができる。

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

第6条 本規程の定め、または改正は評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は平成29年5月23日より適用する。

別表

種別	区分	金額
報酬		10,000 円
旅費	栃木市内在住の者	2,000 円
	栃木市外在住の者	5,000 円

※ 報酬は日当扱いとする。